

福岡県公報

平成26年1月14日
第3563号

目次

告示(第10号・第11号)

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1

公告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 4
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 4

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) …………… 4
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) …………… 4
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有す

る者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 5

雑報

○平成26年度福岡県農業大学校養成科の追加募集 (経営技術支援課) …………… 5

告示

福岡県告示第10号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字宝珠山字百浦2309、2411から2414まで、字松山2415の1、2447
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸667の117（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成25年12月19日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス大川一木店

(2) 所在地 福岡県大川市大字一木字西田717番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年8月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,489平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数（台）
建物南側	37
建物敷地東側	23
合 計	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数（台）
建物敷地東側	18

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物南側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内西側	9.61

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所 建物敷地南側、東側及び建物敷地東側駐車場西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) ホームセンターコーナン新宮店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ柳川大和店

(2) 所在地 福岡県柳川市大和町徳益字晴天22番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ吉井店

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町681番地1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡遠賀町大字尾崎字友田1714番26、1714番27、1716番16から1716番18まで、2140番5から2140番7まで、2327番6及び2327番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

遠賀郡遠賀町大字別府3458番地

日進化学株式会社

代表取締役 長谷川 進

公告

安武土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
亀山 正臣	久留米市安武町安武本605番地

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年1月14日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成25年12月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社藤本産業	福岡県京都郡みやこ町犀川谷口466	藤本 泰一	平成25年4月14日 福岡県知事許可（般-25） 第102748号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社藤本産業及び同社取締役は、建設業法違反（不正な手段による建設業許可の取得）で、平成25年11月20日小倉簡易裁判所から、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定しており、建設業法第8条第8号の欠格要件に該当する。

このことは同法第29条第1項第2号及び第5号に該当する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成25年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年1月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

82,612

福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成25年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年1月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

616,323

福岡県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成25年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成26年1月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,256
北九州市小倉北区	50,008
北九州市小倉南区	57,894
北九州市若松区	23,277
北九州市八幡東区	20,022
北九州市八幡西区	69,928
北九州市戸畑区	16,470
福岡市東区	76,893
福岡市博多区	57,989
福岡市中央区	49,260
福岡市南区	67,540
福岡市城南区	32,949
福岡市早良区	56,450
福岡市西区	52,016
大牟田市	34,214
久留米市	81,556
直方市	15,935
飯塚市・嘉穂郡	39,731
田川市	13,686
柳川市	19,287

八女市	11,219
筑後市	12,995
大川市・三潞郡	14,094
行橋市	19,651
中間市	12,411
小郡市・三井郡	19,764
筑紫野市	27,120
春日市	28,918
大野城市	25,744
宗像市	26,069
太宰府市	19,026
古賀市	15,660
福津市	15,773
うきは市	8,665
宮若市・鞍手郡	15,387
嘉麻市	11,715
朝倉市・朝倉郡	24,232
みやま市	11,258
前原市・糸島郡	26,915
筑紫郡	12,784
糟屋郡	57,886
遠賀郡	26,386
八女郡	12,887
田川郡	23,397
京都郡	15,495
築上郡・豊前市	17,063

<p style="text-align: center;">雑 報</p>
--

公告

平成26年度福岡県農業大学校養成科の学生を次のように追加募集する。

平成26年1月14日

福岡県農業大学校長 西園 清志

1 募集人数

学 科	専攻コース	追加募集人数
養成科 入学定員 50 人 (修業年限 2 年)	野 菜 畜 産	若干名 若干名

2 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

(1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成26年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成26年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 志操堅固、身体強健な者で次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 農業に就業する意欲を有している者

(イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

(2) 試験

試験は、一般入学試験とする。

ア 試験日程

区分	試験日程

平成26年2月7日（金）～2月14日（金）	
願書受付	・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。 ・郵便による受験申込みは、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。
試験日	平成26年2月24日（月）
合格発表	平成26年2月28日（金）

イ 日時、場所等

日 時	科 目 等	場 所	
平成26年2月24日 (月曜日)	午前9時10分～ 午前10時10分	国語（国語総合）	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	午前10時20分～ 午前11時20分	数学（数学Ⅰ）	
	午前11時30分～ 午後0時30分	生物Ⅰ、化学Ⅰ、農業（農業科学基礎）のうちいずれか一科目を選択	
	午後1時10分～	面接	

注1）各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には総合得点にかかわらず、不合格とする。

ウ 受験手続

(ア) 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号電話092-643-3495）

郵送によって受験願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

(イ) 受験の申込み方法

a 所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

- (a) 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
- (b) 農業経営規模調書（所定の用紙によること。） 1部
- (c) 意見書（所定の用紙で受験者の所在地を管轄する普及指導センター長が作成して封印したもの。） 1部
- (d) 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、380円分の切手を貼ったもの。） 2枚

b 受験手数料は、無料とする。

(ウ) 受験票の発送

受験票は、2月中旬に発送する。

エ 合格者の発表

一般試験合格者の受験番号を平成26年2月28日（金曜日）午前9時に福岡県農業大学校内に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。

3 在学中に行う研修等

大型特殊自動車免許（農耕用）、けん引免許（農耕用）、危険物取扱者（乙種4類）、農業用品目毒物劇物取扱者、家畜人工授精師（畜産コースのみ）、フォークリフト運転技能講習、小型車両系建設機械運転業務特別教育講習等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。